

委員長報告【議案】

(令和7年第1回定例会)

【総務市民委員長報告（議案第32号を除く）】

総務市民委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第43号令和6年度柏市一般会計予算当委員会所管分についてを議題といたしました。

委員から「避難所等における防災資機材等の整備について、以前に配備されたパーティションの高さが低過ぎるため、プライベート空間が確保できない懸念があったが、今回プライベートルームを購入した意図は何か」との質疑があり、当局から「今まで備えていたパーティションは周りを取り囲む壁の部分と別建てで、屋根の部分がある2つの構成要素のパーティションを用意していた。今回購入するプライベートルームは、屋根一体型のもので300基用意する予定である」との答弁がありました。また、委員から「参議院議員選挙の執行管理について、投票率を高めるための新たな施策はあるか。また、共通投票所について検討はしたか」との質疑があり、当局から「期日前投票所の充実や商業施設における投票環境の向上を図っている。また、共通投票所については他自治体の状況を調査し、特に人口規模が近い自治体から情報を収集したところ、投票環境の向上のために実施したとの回答があった」との答弁がありました。また、委員から「感震ブレーカー配布・設置事業について、初期消火の観点から消火器の配備という選択肢も考えられるのではないか」との質疑があり、当局から「今回の感震ブレーカーについては、通電火災を防ぐための普及促進事業として行っており、消火器配置の予定はない」との答弁がありました。また、委員から「臨時財政対策債が今回発行されなかったが、主な要因と予算への影響はどうか」との質疑があり、当局から「令和7年度については、国の地方交付税の原資により全額確保できる見通しが立ったため、計上しなかった。市税の伸び等を見込んで財源を確保して予算を組んだため、影響はないものとする」との答弁がありました。

との答弁がありました。また、委員から「消防団員の処遇改善について、消防団員の活動に触れられるような機会を増やすことで、市民にその重要性を実感してもらい、理解を深めることができるのではないか」との質疑があり、当局から「消防団は地域住民で構成されており、災害時には身近にいる消防団員が地域の安全を守る重要な役割を果たすため、今後PR活動を進めていく」との答弁がありました。また、委員から「トイレカーの配備について、運転手の手配はどのように運用されているのか」との質疑があり、当局から「消防局が運用を予定しており、大型車は8トンクラスの免許証を持っていれば運転できる。また、消防局職員の中で大型免許第一種の取得率は約70%である」との答弁がありました。また、委員から「街頭防犯カメラの設置について、リースではなく購入するのか。また、今までUSBメモリーで現地のデータを取得していたが、今回はどうするのか」との質疑があり、当局から「全て購入し現地に設置していく。また、今回設置する街路灯付きの防犯カメラは、USBメモリーで現地からデータを取得するタイプである」との答弁がありました。また、委員から「新年度における障害者雇用の採用人数について、応募者数、合格者数、辞退者数を含めた詳細はどうか。また、障害者の特性に合わせた配置転換の合理的配慮は行われているのか」との質疑があり、当局から「令和7年4月1日の採用に向けては、受験申込が24名で、そのうち採用が2名である。辞退者は現在のところいない。また、障害のある方への意見聴取を行っており、事情を踏まえた人事配置を検討している」との答弁がありました。

採決の結果、議案第43号当委員会所管分は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号令和6年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分についてを議題といたしました。

委員から「文化施設の修繕等事業について、文化会館のプリンクラーポンプ修繕の工期が延長すると聞いているが、

完了予定日とその原因は何か」との質疑があり，当局から「修繕完了予定日は7月末を見込んでいる。また，契約後に現地に業者が入った際，周辺設備の移設が必要となり，予期していなかった工事が増えたため，工期が延びた」との答弁がありました。

採決の結果，議案第36号当委員会所管分は全会一致で，原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に，議案第1号柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について，議案第2号柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について，議案第3号柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について，議案第4号柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定について，議案第5号柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について，議案第6号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について，議案第7号柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について，議案第8号柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について，議案第9号柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について，議案第10号柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について，議案第11号柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定についての11議案を一括して議題といたしました。

議案第1号について，委員から「LGBTQの方への配慮や条例統一化が目的であり，マイナンバーカードの交付促進や，マイナンバー制度を政策として拡大していく目的ではないという理解でよいか」との質疑があり，当局から「国のシステム標準化に伴い，印鑑登録原票の取扱いの変更や性別欄の記載の削除の改正に併せて，マイナンバーカードのコンビニ交付の規定が別の条例で行われていたものを統一化することであり，マイナンバーカードの交付との関連はない」との答弁がありました。

議案第 1 号及び第 2 号について，委員から「マイナンバーについては，慎重に検討すべき」との意見がありました。

議案第 2 号について，委員から「実施予定情報連携事例のうち，残りの 3 事例についてはどのタイミングで行われる予定か」との質疑があり，当局から「早ければ 1 年後の 3 月議会という形になるが，まだ担当課との協議中である」との答弁がありました。また，委員から「当事者にとってのメリットという観点では，どのように考えるか」との質疑があり，当局から，「窓口への書類提出が不要になるといったメリットが考えられる」との答弁がありました。

議案第 3 号について，委員から「対象外の同僚職員への負担や懸念はどうか」との質疑があり，当局から「現状制度が拡大していなくても，職員個人の事情は可能な範囲，職場で配慮しているところである。制度を拡大することで，対象外の職員に時間外勤務が増えるような状況が見て取れるようであれば，きちんと対策を考えていかなければいけないと思っている」との答弁がありました。

議案第 4 号について，委員から「派遣期間を 3 年以内とした理由は何か」との質疑があり，当局から「法律で地方公共団体が定める場合は，派遣条例で 3 年以内，給与の支給は派遣先が負担というのが原則として定められており，自治体はこのルールに基づいて条例を制定している」との答弁がありました。

議案第 5 号について，委員から「他市にはない独自に設定されている方面隊長，副方面隊長というものは何か」との質疑があり，当局から「本市独自の職名であり，平成 17 年に旧沼南町と合併した際に，機構改革で旧沼南地域が執っていた方面式を職名として置いている」との答弁がありました。

議案第 6 号について，委員から「懲役と禁錮の違いはどういうものなのか」との質疑があり，当局から「改正前の刑法において懲役は，刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるという規定，禁錮刑は刑事施設に拘置するという規定になっており，両者の違いは労働を強制されるか否かで区別される」

との答弁がありました。

議案第 7 号について，委員から「配偶者手当を廃止して，子に係る手当を拡充するという変更の必要性はどう認識しているか」との質疑があり，当局から「配偶者の働き方で共働きが増えているという社会状況の変化と，少子化対策で子育て支援のほうに重点を置くということと受け止めている」との答弁がありました。

議案第 8 号について，委員から「1 年以内に退職する職員は何人いたか」との質疑があり，当局から「採用後 1 年以内に退職する職員については，本年度現時点で 4 人，昨年度も 4 人，令和 4 年度が 6 人である」との答弁がありました。

議案第 10 号について，委員から「一般会計に繰り入れる金額は現時点で決まっているのか」との質疑があり，当局から「現在残高が約 50 億円あり，土地開発公社で保有している土地の購入と，道路用地等の先行取得への活用で 17 億円から 18 億円が使われる見込みである」との答弁がありました。また，委員から「今回の条例改正で一般会計に持ち出す目的は何か」との質疑があり，当局から「まちづくりの進展等が進んで，公共事業の減少，また地価の下落等の社会情勢の変化により，基金の資金を活用して用地を先行取得することの一部に限られている。財源の有効活用を図るため，取り崩すという規定を設けた」との答弁がありました。

議案第 11 号について，委員から「工事を進めた段階で危険性が分かったのか」との質疑があり，当局から「工事をまだ進めていない設計の準備段階で，ネットを設置した場合に耐震に与える影響はどうなるかという調査をした結果が出た」との答弁がありました。また，委員から「施設の整備に関して清算しなければならないことはあるか」との質疑があり，当局から「今現在の建物を除却するのか，いつのタイミングかということ。また，借地はどうか，建て替える場合のスペースでこのまま借用するほうがよいのかということは現段階で考えている」との答弁がありました。

議案第 9 号については質疑なく，採決の結果，議案第 3 号

から第5号，第7号から第9号はいずれも全会一致で，議案第1号，第6号，第10号及び第11号は賛成多数で，議案第2号は，可否同数で委員長採決により，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に，議案第25号包括外部監査契約の締結について，議案第26号財産の取得について（災害用トイレカー），議案第30号訴えの提起についての3議案を一括して議題といたしました。

議案第30号について，委員から「コロナ渦で厚労省より配置基準は柔軟に扱うようにという通知があった。今回の状況についても柔軟に扱うべきだったのではないか」との質疑があり，当局から，「コロナの臨時的な取扱いと事業所の感染の状況の兼ね合いについて，厚労省と千葉県に確認をした。厚労省からはコロナの臨時的な取扱いが適用されるのは，看護師本人の感染や事業所内でのクラスターが該当すると回答を得た。千葉県には看護師未配置状況を説明し，通知との兼ね合いを確認し，柏市の考え方と同様であるという回答を得て確認した」との答弁がありました。また，委員から「相手方の弁護士が市に直接説明したいと言っていたにもかかわらず，応じなかった理由は何か」との質疑があり，当局から「先方が代理人の弁護士を立てるということになり，こちら側も同様に代理人の弁護士を立てる準備をするということで，相手側の話には応じなかった」との答弁がありました。

議案第25号及び第26号は質疑なく，採決の結果，議案第25号及び第26号は全会一致で，議案第30号は賛成多数で，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【総務市民委員長報告（議案第３２号）】

総務市民委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第３２号柏市土地開発公社の解散についてを議題といたしました。

委員から「直近で土地を購入したのはいつでどこの土地になるか」との質疑があり、当局から「平成１７年に南柏駅の東口の駐輪場用地を購入したのが最後になる」との答弁がありました。

採決の結果、議案第３２号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【健康福祉委員長報告（議案）】

健康福祉委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第43号令和7年度柏市一般会計予算当委員会所管分について、議案第44号令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第46号令和7年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について、議案第47号令和7年度柏市介護保険事業特別会計予算について、議案第50号令和7年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第51号令和7年度柏市病院事業会計予算についての6議案を一括して議題といたしました。

議案第43号について、委員から「がん検診事業について、検診費用自己負担額を15%を目安に引き下げるとのことだが、本市の負担はどの程度になるのか」との質疑があり、当局から「自己負担額以外の委託料はすべて本市が負担することになる」との答弁がありました。また、委員から「がん検診のほとんどの項目について検診費用の見直しを行ったことを高く評価する。事業費全体が令和6年度の倍になっているが、助成を増やしたことが主な理由であるという認識でよいか」との質疑があり、当局から「助成を増やしたことと、対象者の登録制を一部廃止し、市から受診券を送る数が増加していることが要因である」との答弁がありました。また、委員から「プレコンセプションケア推進事業について、特に若い世代に対してはどのような周知を行うのか」との質疑があり、当局から「周知については、広報かしわ、本市のホームページで行うよう準備しており、SNSも活用したいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「特定不妊治療費助成事業について、市が先進医療に対して助成をしていく、踏み込んだ事業になるが、この是非についてどの程度議論を行ったのか」との質疑があり、当局から「先進医療の治療は、保険診療の治療に比べ確実にない部分もあると聞い

ている。リスクを市民の方に伝え、判断に当たっては市も共に考えていく」との答弁がありました。また、委員から「ADL維持等加算促進事業について、令和7年度からモデル事業として実施するとのことだが、実施する事業所はいくつあるのか」との質疑があり、当局から「令和7年度からは25事業所程度を想定している」との答弁がありました。また、委員から「带状疱疹ワクチン接種事業について、対象者の年齢を65歳に設定した理由はなぜか」との質疑があり、当局から「带状疱疹ワクチンは、国が令和7年度から定期接種のB類疾病に設定したので、その基準に基づき設定した」との答弁がありました。また、委員から「带状疱疹ワクチンの助成金額について、拡充する考えはあるか」との質疑があり、当局から「他のB類疾病定期接種の助成金額とのバランスを鑑み、同様の割合で算出した」との答弁がありました。また、委員から「柏寿荘の改修設計について、防災関係の改修は行うのか」との質疑があり、当局から「柏寿荘に求められる機能として、災害時の拠点となることが求められていると認識している。今後の設計の中で考えていく」との答弁がありました。また、委員から「福祉人材の確保について、高齢化に伴い介護施設が増加していく中で、人材確保も同様に行うべきであると考えるがどうか」との質疑があり、当局から「来年度は基礎調査を進めていきたいと考えているが、事業所からの生の声を聞き、実際に必要な従業員数を計画的に確保していく方法を議論していきたい」との答弁がありました。

議案第44号について、委員から「昨年の国民健康保険料の値上げに続き、今年度も値上げが続いている。このまま毎年値上げをされ、市民が負担できると思うか」との質疑があり、当局から「御負担いただくざるを得ないものと考えている」との答弁がありました。また、委員から「プレ特定健康診査について、前年度より増額している理由は」との質疑があり、当局から「プレ特定健康診査の対象年齢を18歳から39歳までに拡大したことと、自己負担額を無料としたことが要因である」との答弁がありました。

議案第50号について、委員から「後期高齢者医療保険について、保険料が昨年度値上げされ、今年は限度額の引上げが行われる。高齢者に負担を強いる後期高齢者医療事業特別会計には反対をする」との意見がありました。

議案第51号について、委員から「市立病院の建て替えについて委員会視察に行った際、コストが上がり大幅な予算オーバーとなったことから大変苦労したという話を伺った。設計段階から検討しないと予算は抑えられないと思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局から「これまで基本設計で積み上げてきた内容についても、再度コストの面から検討し、最終的な実施設計としてまとめていく必要があると考えている」との答弁がありました。また、委員から「病院が竣工し開院してからのランニングコストについて、削減するために工夫していることはあるか」との質疑があり、当局から「具体にはこれから決めていくことになるが、事業費とのバランスを考えながら設備投資を行っていく」との答弁がありました。

議案第46号及び第47号については質疑なく、採決の結果、議案第46号、第47号及び第51号は全会一致で、議案第43号当委員会所管分、第44号及び第50号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号専決処分について（令和6年度柏市一般会計補正予算について）、議案第36号令和6年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分について、議案第37号令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第38号令和6年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、議案第39号令和6年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての5議案を一括して議題といたしました。

議案第35号について、委員から「物価高騰支援給付金事業について、支援を待っている方が多いため、できる限り早く対応してもらいたい」との意見がありました。

議案第３６号について、委員から「予防接種事業について、ＨＰＶワクチンの接種件数は」との質疑があり、当局から「令和６年度において１万７，０００件を見込んでいる」との答弁がありました。また、委員から「予防接種事業については、安易に接種勧奨をするのではなく、慎重に情報提供してもらいたい」との意見がありました。

議案第３９号について、委員から「窓口業務委託及び要介護認定調査業務委託事業について、事業費減額の理由はどのようなものか」との質疑があり、当局から「要介護認定調査業務に係る委託件数が見込みより下回ることとなったため、減額補正をするもの」との答弁がありました。

議案第３７号及び第３８号については質疑なく、採決の結果、議案第３５号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと、議案第３７号から第３９号は全会一致で、議案第３６号当委員会所管分は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２号柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１３号柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についての２議案を一括して議題といたしました。

議案第１２号について、委員から「県の総合事務組合で共同処理をする運用方法、条例設置する運用方法など様々あるようだが、弔慰金、見舞金の内容などにばらつきは生じるのか」との質疑があり、当局から「法で定められているため、市町村ごとに差異はない」との答弁がありました。

議案第１３号について、委員から「沼南保健センター廃止後、該当の建物は沼南近隣センターの代替施設として活用されることだが、今回のような状況にならなかった場合、沼南保健センターとしての活用方法は何か他にあったのか」との質疑があり、当局から「検討は行っていたが、棟に不具合があることから活用が難しく、具体的な活用には至らなかった」との答弁がありました。

採決の結果，第１２号及び第１３号は全会一致で，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に，議案第２０号工事の請負契約の変更契約の締結について（ウェルネス柏外装改修工事）を議題といたしました。

委員から「公的施設は，簡素，堅牢，メンテナンスのしやすさなどを設計の基本に置いてもらいたいかどうか」との質疑があり，当局から「今後，新たな建物を建築する際や，改修を行う際は，外壁だけでなくメンテナンスなどの部分も含めて設計していけるよう考えていく」との答弁がありました。

採決の結果，議案第２０号は全会一致で，原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【教育子供委員長報告（議案）】

教育子供委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第43号令和7年度柏市一般会計予算当委員会所管分について、議案第49号令和7年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算についての2議案を一括して議題といたしました。

議案第43号について、委員から「GIGAスクール環境整備・活用推進事業について、令和3年から5年間使ったデバイスは9,000万円かけて回収した後、活用や売却はするのか」との質疑があり、当局から「アイパッドについては買取りで値段がつくため、歳入で計上しようと考えている。クロームブックについてはバッテリーの劣化等があり値段がつかないため、業者に委託して再資源化を予定している」との答弁がありました。また、委員から「給付型奨学金事業について、対象者を3人、金額を合計で年間163万円としたのはなぜか」との質疑があり、当局から「予算の制約がある中、広く薄く給付する案と、対象者を絞り厚く給付する案、いずれも検討した。その結果、真に支援を必要とする方に対象を絞ったほうが「就学機会の確保」と「社会的格差の解消」という奨学金の本来の意味、効果があると結論づけた」との答弁がありました。また、委員から「学校施設（校舎）教室不足対策事業について、田中北小学校は近年開校し、柏の葉小学校は過去にも増築している。開校時や過去の増築時には将来にわたって増築はもう必要ないと考えていたと思うが、なぜまた増築をすることになったのか」との質疑があり、当局から「田中北小学校と柏の葉小学校については、それぞれ区画整理地のことであるため都市部を通じて開発の情報を得ながら推計を行っているが、推計時よりも就学児童数が増えている。上振れした大きな理由の一つとしては、商業予定地とされていたところに高層マンションが建設され住居になっ

たことがある。また，１学級当たりの人数が少ない特別支援学級の希望者が増加しており，その分今まで以上に教室が必要になってきている」との答弁がありました。また，委員から「事業に関係ない方にも納得いただけるものでないと事業を継続していくことは難しい。継続できない事業を積み重ねていくことは結果として子供たちの首を絞めることになりかねないのではと心配されるが，どう考えるか」との質疑があり，当局から「社会が複雑化している中で，ニーズに応じて様々な支援を拡充させてきた。結果として公平性に違いが出てくるところもあると思われるが，子供たちをしっかりと育てるという使命，目標は全く変わらないので，より一層制度を磨いていく必要があると考えている」との答弁がありました。また，委員から「市所蔵美術品の維持管理と活用について，維持保管の場所も逼迫していると聞くが，現状とその見通しは」との質疑があり，当局から「美術品をはじめ，遺跡調査で出た埋蔵文化財等も含めて収蔵庫の状況は逼迫しており，入らないものは旧田中北小学校にあった体育倉庫に入れている状況である。現在，空き施設等を当たっているところであり，目途がつけば収蔵用のラック等を補正予算等で要求していくことになると考えている」との答弁がありました。

議案第４９号について，委員から「困っている方に対してアウトリーチによって支援していくことが大切だ。貸付制度の対象者にはどのように周知しているのか」との質疑があり，当局から「独り親家庭専用のメール配信サービスで毎年貸付制度についてお知らせをしている。また，母子・父子自立支援相談員を通して，多岐にわたる困り事に対応する様々な制度をお知らせしている」との答弁がありました。

採決の結果，議案第４９号は全会一致で，議案第４３号当委員会所管分は賛成多数で，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に，議案第３６号令和６年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分についてを議題といたしました。

委員から「小中学校施設整備事業について、令和7年度予定の事業を前倒しして補正で令和6年度事業に加える理由は何か」との質疑があり、当局から「年末に国の補正予算が可決され、それに伴い文科省の補助金の追加交付があり、これを受けるために翌年度の当初予算で要求する予定のものを今年度に前倒ししている。メリットとしては、まず補正予算の方が採択されやすいこと、加えてこの補助金を使うことにより地方交付税措置がある補正予算債が使えるため、それを活用して毎年度財政負担を軽減して事業を行っている」との答弁がありました。また、委員から「特別支援教育の推進について、減額の理由は何か」との質疑があり、当局から「こちらは医療的ケア看護師派遣に関する役務費手数料全額を減額するものである。令和6年度当初予算要求時には看護師を必要な人数確保する見通しが立たなかったため人材派遣会社との契約による看護師派遣を予定していたが、会計年度任用職員を募集した結果必要な人員を確保することができたため、本予算は全て支出不要となった」との答弁がありました。

採決の結果、議案第36号当委員会所管分は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（建築工事））、議案第22号「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（電気設備工事））、議案第23号「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（機械設備工事））、議案第24号工事の請負契約の締結について（柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））、議案第27号財産の取得について（中学校教師用指導書等（その1））、議案第28号財産の取得について（中学校教師用指導書等（その2））、議案第55号財産の取得について（柏市立柏第三小学校給食用備品）の7議案を一括して議題といたしました。

議案第21号から第23号について、委員から「学校の敷地内で見つかった廃棄物の処理について、処分金額は本市が負担しているのか」との質疑があり、当局から「契約の中で「受注者の責めに帰さない内容については発注者の負担になる」となっているため、今回は発注者の支払いとなる」との答弁がありました。

議案第24号について、委員から「断熱性を高めるには窓への対策が一番効果的であると一般的に言われていると思うが、今回の工事に入れなかった理由は」との質疑があり、当局から「複層ガラス等にするには金額や時間がかかるため、工程等も見ながら検討した結果である。今後はガラス部分に貼る遮熱フィルム等、断熱性能の向上については検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

議案第27号及び第28号について、委員から「契約している2者の購入冊数と購入金額が単純に割った数字ではなく、差異が発生しているが、冊数や購入金額の配分に関して、市の任意で配分してるのか」との質疑があり、当局から「基本的に半々を原則に考えてはいるが、地域により二分しているところから若干冊数に違いが出ている。契約の段階でどの学校がどの業者ということが決まり、それによって冊数が決定する」との答弁がありました。

議案第55号について、委員から「予定価格は幾らか。また、予定価格内の入札は落札者のみか」との質疑があり、当局から「予定価格は税抜きで1億8,371万7,390円である。落札者のほかもう1者が1億8,200万円で予定価格内に入っている」との答弁がありました。

採決の結果、議案第21号から第24号、第27号及び第28号は全会一致で、議案第55号については賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について、議案

第16号柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたしました。

議案第14号について、委員から「一番小さい分館の3分の1の面積、通常分館の4分の1の蔵書数との規模であるが、永久的にこのままであるのか」との質疑があり、当局から「今回の近隣センターの閉館については、本当に緊急の案件と捉えている。その中で、図書館のサービスを継続するため、場所は狭いが緊急的に沼南庁舎に場所を確保し、サービスを継続していくことに注力した。将来的にもこのままになるということではなく、あくまで仮設の分館ということで、条例の改正を上程している」との答弁がありました。また、委員から「柏市大島田48番地1は、沼南庁舎全体の住所であるため、この条例が可決した後アイデアを出し、想定している50平方メートルに限定せずに庁舎の中でもっと拡大する努力を行ってほしい」と意見がありました。

議案第15号について、委員から「条例を改正しない場合、何か問題が起きるのか」との質疑があり、当局から「参酌ではなく従うべき基準であるため、自動的に条例も「及び管理栄養士」という一文を入れざるを得ないものである」との答弁がありました。

議案第16号について、委員から「現在は、専門学校でも幼稚園教諭免許と保育士資格を一緒に取れるような国の方針になったが、幼稚園教諭免許しか持たない人に対して、不足している保育士資格の取得を支援する事業を市は行っているのか。また、対象者はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局から「市の補助制度として行っているが、実態としてはほとんどの人が両方の資格を持っているため、該当となるのは年に数件である」との答弁がありました。

議案第54号について、委員から「条例を改正しなかった場合に影響のある園はあるのか」との質疑があり、当局から

「現在，小規模園が１８園あるが，３歳児以降の連携先を設定していただいているため，条例で経過措置を延ばす延ばさないに関わらず市として影響はない」との答弁がありました。

採決の結果，議案第１５号，第１６号及び第５４号は全会一致で，議案第１４号については賛成多数で，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【建設経済環境委員長報告（議案）】

建設経済環境委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第43号令和7年度柏市一般会計予算当委員会所管分について、議案第45号令和7年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について、議案第48号令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について、議案第52号令和7年度柏市水道事業会計予算について、議案第53号令和7年度柏市下水道事業会計予算について、の5議案を一括して議題といたしました。

議案第43号について、委員から「今度策定する環境基本計画について、この中にP F A S問題は入ることになるのか」との質疑があり、当局から「環境基本計画の策定には、現在本市が抱えている様々な課題を抽出してその課題解決に向けた方向性を示していくことになる。当然P F A Sに関わる問題は水環境に大きな影響を与える問題と捉えているため、議論の中に入れていきたいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「あけぼの山農業公園の駐車場について、人気スポットであるため、ある程度台数はあるものの待機列ができています。駐車場を増設する計画はあるのか」との質疑があり、当局から「駐車場に関しては、園内でかなり散在しているというところがあり、入園された方が駐車場に行く道が分かりづらいという意見をいただいている。そのため、まずは園内の看板や標識を整理し、円滑に駐車場へ誘導するという取り組みたい。その上で、最終的に公園の中を全体的にどういう形にするかという計画を持って、駐車場をどこに配置し何台置くか検討していく」との答弁がありました。また、委員から「柏駅東口駅前再整備事業について、用地取得で86億円かかっており、アンケートを取った時に1万人を超える回答が来て、市民の関心が高いこともよく分かる。しかし、用地取得だけでなくその後の整備についても予算化

した時にかなりの金額がかかってくることが予想され、財政に対して不安を感じるがどうか」との質疑があり、当局から「柏駅東口については、戦後の整備から50年がたち、何らかの力で手を入れていかなければ、これからの時代の中で柏の競争力や求心力は維持できないと推測する。同時に、議員御指摘のとおり、現在は建設に係る価格が上がっているということは事実であるが、そこでまちづくりの歩みを止めるということではないと考えている。健全な財政運営の中でしっかりと持続性に配慮しつつ、まちづくりを進めていくというところが今後の知恵の使いどころである」との答弁がありました。また、委員から「柏北部中央地区土地区画整理事業の推進について、5億6,831万2,000円が計上されているが、具体的な内容は何か」との質疑があり、当局から「県の事業費の負担金であり、土地区画整理事業の本市の負担分である」との答弁がありました。また、委員から「手賀沼及び手賀沼周辺地域活性化事業について、観光と環境の共存ということをこれからもっと考えていかなければならないと思うがどうか」との質疑があり、当局から「現在水辺を管理している県や周辺の我孫子市、印西市と連携を図りながら手賀沼の環境維持ということについて協議の場を持っている。また、今後観光として手賀沼を宣伝していくに際して、水質改善は取り組んでいかなければならないため、様々な仕組みを活用しながら検討を進めていきたい」との答弁がありました。

議案第52号について、委員から「応急給水体制等の整備について給水車免許教習とあるが、一人幾らくらいで何名を想定しているのか。また実績はあるのか」との質疑があり、当局から「本制度は災害時に職員が給水車を運転できるように教習を行うものであり、令和6年度は7名受講し、来年度は10名の受講を想定して予算を計上した。オートマチック車限定の免許等、限定解除が必要な免許を保有している職員もいるため、一人当たり5万円から15万円位の幅で個人が持っている免許に応じた限定解除を行っている」との答弁が

ありました。

議案第 5 3 号について、委員から「過年度損益修正益と過年度損益修正損の内容は何か」との質疑があり、当局から「過年度収益修正益については、終末処理場に汚水を流して払っている費用があり、その 6 年度の還付分である。また、過年度収益修正損については、令和 6 年度以前の下水道料金の還付や調定減の分である」との答弁がありました。

議案第 4 5 号及び第 4 8 号については質疑なく、採決の結果、議案第 4 5 号、第 4 8 号、第 5 2 号及び第 5 3 号は全会一致で、議案第 4 3 号当委員会所管分は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 6 号令和 6 年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分について、議案第 4 0 号令和 6 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第 4 1 号令和 6 年度柏市水道事業会計補正予算について、議案第 4 2 号令和 6 年度柏市下水道事業会計補正予算について、の 4 議案を一括して議題といたしました。

議案第 3 6 号について、委員から「橋梁長寿命化事業について、8,500 万円の減額となっているがその理由は何か」との質疑があり、当局から「当初、国に補助金を申請していたが、補助金がいただけなかったために当初予定していた金額を執行できなくなったことから減額したものである」との答弁がありました。また、委員から「初石駅整備事業について、事業が遅れているのか。また、完成時期がいつになるのか」との質疑があり、当局から「流山市の事業に対して本市が負担金を支出しているものであるが、初石駅の自由通路の整備事業について、進捗率が少し遅れているという状況である。工事は令和 7 年 12 月に完了予定と聞いている」との答弁がありました。

議案第 4 0 号について、委員から、「4,000 万円の増額とあるが、内容はどのようなものか」と質疑があり、当局

から「4,000万円については、国の補助金の補正予算により追加分ができたものあり、3号調整池の工事の中で、一部先行して執行することが見込めたことから、継続費の年割額を変え、今年度で1億4,000万円分を執行する形に変更したものである」との答弁がありました。

議案第41号について、委員から、「水源地設備の更新について、設計内容の見直しに伴い、期間延長ということだが、内容はどのようなものか」と質疑があり、当局から「第3水源地のろ過器の設計であり、今回の設計委託は基本設計で、第3水源地における井戸水の除鉄・除マンガン設備の設置必要数や構土工法等の検討を進めていたが、基本設計で検討した結果、増設が必要ということが判明し、設備の詳細設計を増やすものである」との答弁がありました。

議案第42号について、委員から「下水道事業費用の他会計補助金の増減理由とは何か」との質疑があり、当局から「終末処理場に汚水を流したものを千葉県に処理してもらうものに対して払う負担金の額で、支出で4,647万9,000円の減額になっているが、一般会計からの補助金が入ったことによって減額しているものである」との答弁がありました。

採決の結果、議案第36号当委員会所管分、第40号から第42号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、の3議案を一括して議題といたしました。

議案第17号について、委員から「建物の省エネのため手数料がかかるようになっていることは理解するが、中間検査と完了検査等も含めて、審査の時間もおかかるというふうに市民は理解したらよいか」との質疑があり、当局から「国から

示されている標準の審査時間は基本的にお見込みのとおりであり、審査時間に職員単価をかけて改正する内容となっている」との答弁がありました。

議案第18号について、委員から「一時堆積事業の許可期間を現行の3年以内から5年以内になることや、関係書類の閲覧場所が市長が指定する場所から埋立事業場の区域に改正されることについて、規制が厳しくなるという認識でよいか」との質疑があり、当局から「一時堆積事業の許可期間を現行の3年以内から5年以内になるということについては、国の動向に合わせて変更するものである。また、関係書類の閲覧場所については、これまでは3,000平米以上のものは現場事務所の中で、3,000平米未満のものは条例上明確な規定がなく、事業者が近くで実施可能な場所と分かりづらい運用となっていたため、全ての埋立事業場の区域内で閲覧するように規制するものである」との答弁がありました。

議案第19号について、委員から「大学の文系の学部を出た方、もしくは高校の普通科を卒業した方で2級土木施工管理技士を取るようなキャリアというのは市役所で考えられるのか」との質疑があり、当局から「条項の中には、市役所であれば入庁してから実務経験を10年以上経過すれば布設工事監督者になれるという文言もあるため、ある程度入庁した際の学歴が基準にはなってくるが、実務経験あるいは研修を受けることによって期間を短縮することもできる」との答弁がありました。

採決の結果、議案第17号から第19号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号財産の取得について（こんぶくろ池公園用地）、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定について、議案第33号市道路線の認定について、議案第34号市道路線の廃止について、の4議案を一括して議題といたしました。

議案第29号について、委員から「用地について、本市が

どれだけ取得しているのか」との質疑があり，当局から「現時点で 91% の用地を取得している。残りの用地は土地開発公社が所有している土地であり，一般会計から補助金等を活用しながら土地開発基金で買い戻す形を予定している」との答弁がありました。

議案第 31 号について，委員から「駐車台数が減少し，当初想定した駐輪需要の増加が見込まれなかったと示されているが，自転車駐輪場利用の需要回復は見込めないと考えているのか」との質疑があり，当局から「今後，駐輪需要が全く戻らないとは考えておらず，当然戻ることも想定される。しかし，コロナが蔓延した際から利用回復の兆しが一向に見えておらず，当面は本件土地を返還し，既存 7 つの駐輪場で駐輪台数を十分賄えること，また，本件土地で 400 万円の賃借料が発生しているため，総合的に判断し，解約と判断したものである」との答弁がありました。

議案第 34 号について，委員から「路線の整備ということだが，廃止道路と新しく認定された道路が重ならないところがある。その扱いはどうなるのか。また，今回廃止になった赤道の部分は，6 月か 9 月にもう 1 回新規路線として出てくる予定か」との質疑があり，当局から「空地部分の道路機能を失っている場所で開発行為を行いたいと申請を受けたため，路線廃止を行うものである。また，空地部分の開発行為では，道路が新設される予定のため，新しい道路が完成し，本市の所有となった際には，議会で上程する予定である」との答弁がありました。

議案第 33 号については質疑なく，採決の結果，議案第 29 号，第 31 号，第 33 号及び第 34 号は全会一致で，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。